

名誉会員選任規程

平成 24 年 10 月 11 日 制定

(目的)

第 1 条 一般社団法人沖縄県放射線技師会定款第 3 章第 5 条に基づき、本会の技師会活動で役員を歴任し功績のあった正会員又は本会創成資金基金に寄付をされた先輩会員を本会の名誉会員とする。

(就任基準)

第 2 条 正会員として 25 年以上継続した者。会費および負担金等を完納した者で、次の各号の一に該当する者は、本規程により名誉会員とする。

- (1) 本会の発展のために、功績が抜群であった者、または、顕著な貢献を成した者
- (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、考案等を成した者
- (3) 25 年以上にわたって職務に精励し地域住民の医療福祉に貢献した者
- (4) 50 年永年勤続での終身会員

(就任手続き)

第 3 条 名誉会員の選任は、会長が設置する表彰委員会の選考による答申を経て行い、理事会の承認を得るものとする。

2. 表彰委員会は、会長が委嘱した者で構成し、委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 表彰委員会における必要な事項は、その委員会に委ねる。

(会費及び適用事項)

第 4 条 本会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。

- (ア) 本会の会費は免除とする。ただし、本部技師会費はこの限りではない。
- (イ) 名誉会員の称号を使用することを認める。
- (ウ) 本会役員選挙における選挙権、被選挙権は有しない。
- (エ) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

(実施細則)

第 5 条 この規程に定めるもののほかの必要事項や変更する場合は、理事会の承認を経て決定する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 11 日より施行する。